

セーフティネット保証制度等の認定について

緊急支援融資を利用する際は、**下記書類と共に5頁の共通申込書類（重複するものを除く）を併せてご持参ください。**

☆ 中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号（セーフティネット）の認定

取引先の倒産、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障が生じている中小企業者を国の制度に基づいて認定し、資金調達の円滑化を図ります。

◎ セーフティネット保証5号（イ）の認定について

認定要件 (すべて満たすこと)	① 法人の場合：港区内に登記上の住所地又は事業実態のある事業所があること 個人の場合：港区内に事業実態のある事業所があること ② 経済産業大臣の指定を受けた業種を行っていること ※認定を受けられる業種に指定されているか 中小企業庁のホームページを必ずご確認ください。（3か月に1回更新されます。） ③ 最近3か月の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること ※最近3か月の定義は、5頁下段を参照 ※複数業種の事業を行っている方は、その他に細かい条件があります。	
必要書類	① 認定申請書（区所定様式）（イ）－①～③のうち該当するもの	2通
	② 同意書 代表者の同意と実印の押印をいただきます。 （代行する場合は、代行者の認印（シャチハタ不可）もいただきます。）	1通
	③ 最新の確定申告書と決算書 税務署受付印、勘定科目内訳明細のあるもの ※電子申告の場合は、法人税の「メール詳細」が必要です。 ※決算期から6ヶ月以上経過している場合は、その後の試算表も必要です。 （例 3月決算の場合は10月以降の申し込みには試算表が必要になります）	原本1部
	次の箇所については写し（各1通）をご提出ください。 ・確定申告書（直近分）の表紙部分（別表1の1） （電子申告の場合は、税務署の「メール詳細」も添付） ・法人事業概況説明書（表・裏）	左記資料 写し1通
	④ 月別の試算表、貸借対照表等 最近3ヶ月間と前年同期の月別売上高が確認できるもの	写し1部
	⑤ 履歴事項全部証明書（※法人の場合）	原本1通 写し1通
	⑥ 実印及び印鑑証明書 ⑦ 指定業種に関する許認可証、登録証	原本1通 写し1通

◎ セーフティネット保証1号～4号・5号（ロ）・6号～8号の認定について

対象要件については、中小企業庁のホームページをご確認ください。認定申請（必要書類等）については、産業振興課までお問合せください。

☆ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定

必要書類	上記①～⑦の書類のほか、 売上高の減少が震災の影響によるものであることを具体的に記載した書類
------	---